

第二次 区立小・中学校および区立幼稚園の 適正配置基本方針

素案のたたき

令和5年（2023年）12月

練馬区教育委員会

目 次

はじめに

- 1．これまでの適正配置の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2．第二次適正配置基本方針（素案）の策定・・・・・・・・・・ 2
- 3．第二次適正配置基本方針の位置付け・・・・・・・・・・・・・ 3

第1章 区立小・中学校の適正配置

- 1．区立小・中学校を取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - （1）児童・生徒数、学校数の推移
 - （2）将来の児童・生徒数の推計
 - （3）校舎の老朽化
 - （4）改築に伴う課題
- 2．区立小・中学校の適正規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - （1）学級数の基準
 - （2）学級規模における課題
- 3．適正配置の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - （1）今後20年程度を見据えた際に直面する課題
 - （2）適正配置の進め方
 - （3）適正配置候補校の抽出
 - （4）適正配置対象校の選定
 - （5）その他の留意事項
- 4．適正配置実施計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第2章 区立幼稚園の適正配置

- 1．区立幼稚園を取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - （1）園児数の推移
 - （2）幼稚園のニーズ
 - （3）障害児保育
- 2．区立幼稚園の教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - （1）生きる力と豊かな心の育成
 - （2）私立幼稚園との連携
- 3．区立幼稚園のあり方検討会の設置・・・・・・・・・・・・・ 19

参考資料

はじめに

1. これまでの適正配置の取組

練馬区では、年少人口の減少に伴う区立学校の小規模化や学級規模の格差を解消するため、平成17年4月に「区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針」(以下「適正配置基本方針」という。)を策定しました。また、平成29年3月には、区立施設の総合的なマネジメントの方針である「練馬区公共施設等総合管理計画」に基づく個別計画として「練馬区学校施設管理基本計画」を策定し、「区立小中学校の適正配置の考え方」の中で、個別の学校についての対応方針などを示しました。

基本方針に基づく実施計画として、区立小・中学校については、平成20年2月に「区立学校適正配置第一次実施計画」、平成31年3月に「練馬区立光が丘第四中学校適正配置実施計画」を策定しました。区立幼稚園については、平成24年3月に「区立幼稚園適正配置実施計画」を策定しました。

これらの方針・計画等に基づき、これまでに小学校8校を4校に統合・再編し、中学校1校、幼稚園2園を廃止しました。現在は、小学校65校、中学校33校、幼稚園3園を設置・運営しています。

2. 第二次適正配置基本方針（素案）の策定

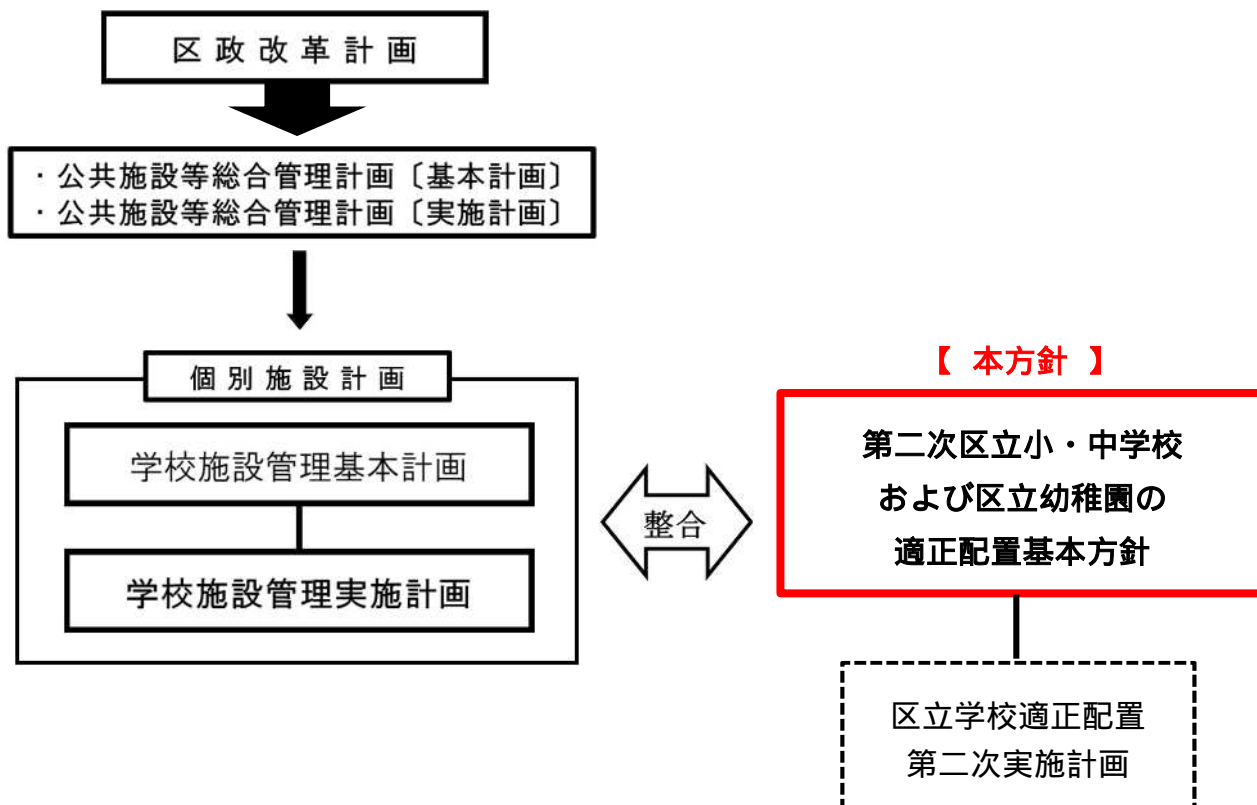
適正配置基本方針の策定から約20年が経過し、急速な少子化を踏まえた今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級の編制の実施などの要素を鑑みた検討が必要となります。また、区立幼稚園についても、今後の園児数の推移を踏まえた適正規模だけでなく、障害児保育や3年保育など、区立幼稚園のあり方について検討する必要があります。

教育委員会は、平成28年5月に設置した「練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会」(以下「検討委員会」という。)において、適正配置の基本方針、具体的な進め方などについて検討してきました。

この度、検討委員会から区立小・中学校の適正規模に関すること、適正配置の方針および計画に関すること、学校施設の改修・改築に関すること、今後の区立幼稚園の運営における適正規模に関することについて答申を受けました。教育委員会では答申を踏まえて「第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針（素案）」(以下「第二次適正配置基本方針」という。)をまとめました。

3. 第二次適正配置基本方針の位置付け

第二次適正配置基本方針は、今後 20 年程度を見通したものとしします。具体的な適正配置の対象となる学校は、実施計画を策定のうえ、概ね 5 年ごとに検討を行うものとしします。



第 1 章 区立小・中学校の適正配置

1. 区立小・中学校を取り巻く状況

集団活動や行事が活発に行われ、児童・生徒が様々な人との関わりの中で学び、成長していくために、学校には一定の児童・生徒数と学級数が必要です。そのためには、学校の適正規模を確保し、児童・生徒が良好な教育環境の中で学び、成長することができるよう、学校の適正配置を行う必要があります。

また、区の財政状況が厳しさを増す中、これまでにない少子化の局面においては、今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級の編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、適正配置を進める必要があります。

(1) 児童・生徒数、学校数の推移

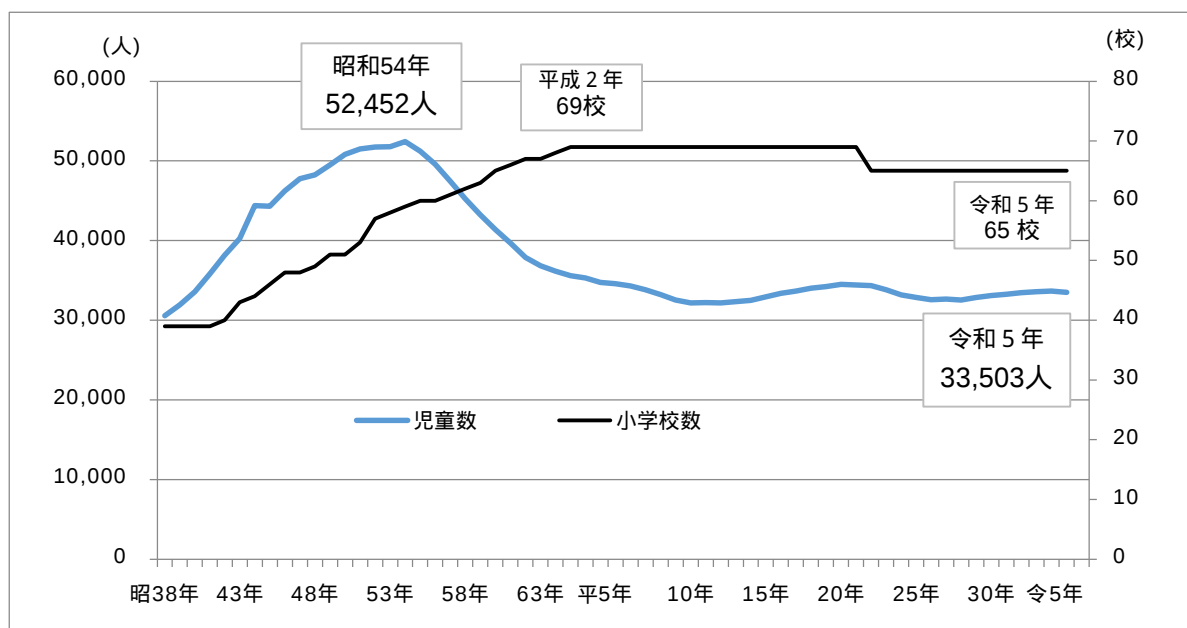
国が発表した令和4年(2022年)の出生数は、約77万人と初めて80万人を割り込みました。統計を始めた明治32年(1899年)以降、最小を更新し、全国的に少子化が急速に進んでいます。

区立小学校の児童数は、昭和54年をピークに減少し、現在、ピーク時の約64%まで減少しています。また、区立中学校の生徒数は、昭和57年をピークに減少し、現在、ピーク時の約56%となっています。

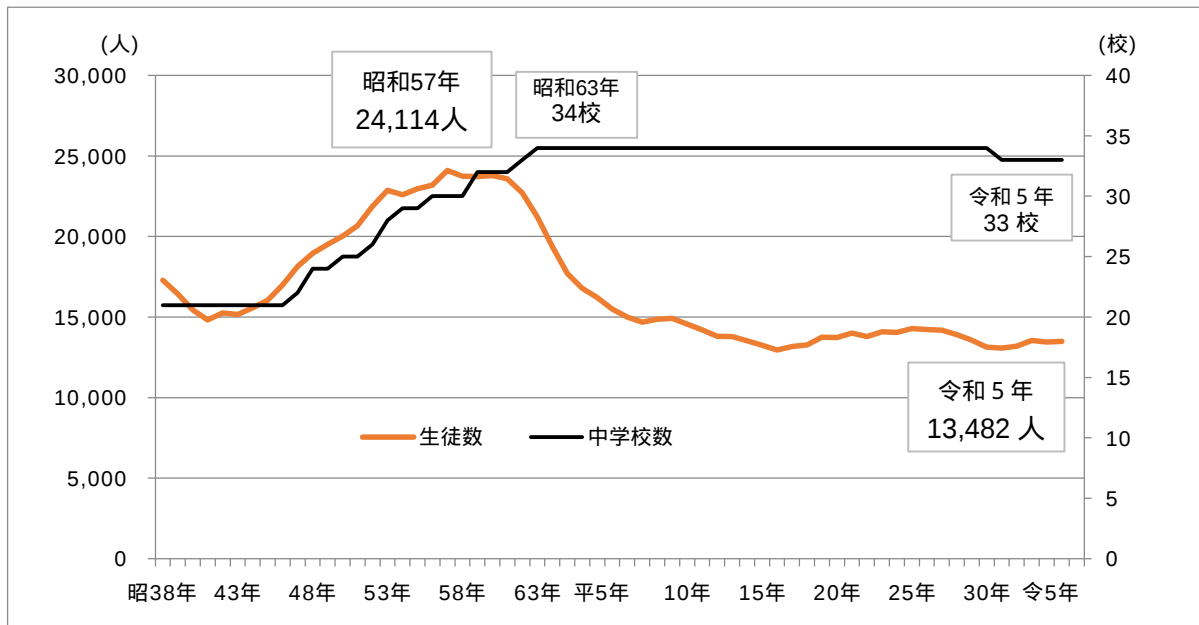
一方、学校数は、小学校はピーク時の69校から65校、中学校は34校から33校となっています。

< 区立小・中学校の児童・生徒数、学校数の推移 >

小学校



中学校



(2) 将来の児童・生徒数の推計

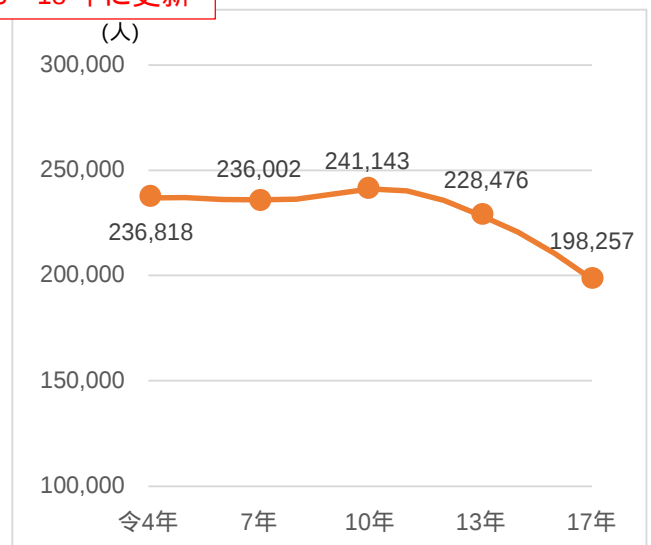
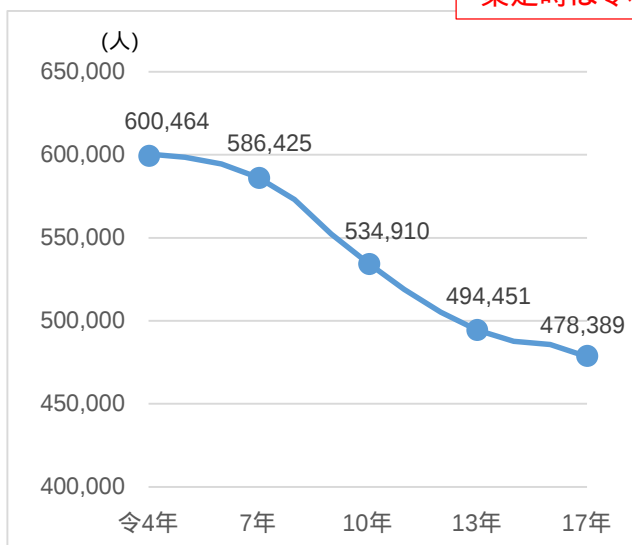
東京都が毎年公表している「教育人口等推計報告書」(令和4年11月25日確定)では、今後13年間の児童・生徒数の推計が出されており、東京都全体で小学校(児童数)20.3%、中学校(生徒数)16.3%減少する見込みとなっています。

< 公立小学校児童数・公立中学校生徒数の推移 >

小学校(児童数)

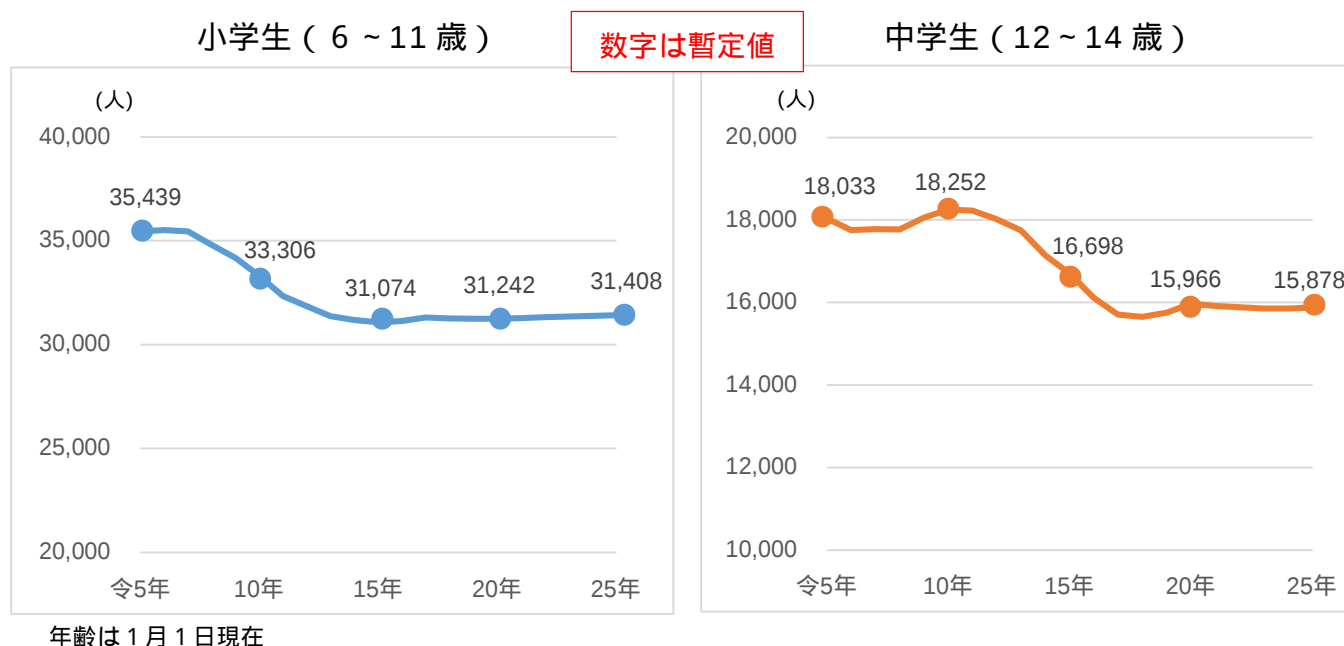
策定時は令和5～18年に更新

中学校(生徒数)



区では、第3次みどりの風吹くまちビジョン（以下、第3次ビジョン）の策定に向け、区の将来人口を推計しました。その結果、今後20年間の小・中学生年代は、現在に比べて小学生年代●.●%、中学生年代●.●%減少する見込みとなっています。

< 第3次ビジョン推計による年代別人口の推移 >



（3）校舎の老朽化

区には、庁舎や学校・保育園・地区区民館など、様々な種類の施設が約700施設あり、総延床面積の約半分を小中学校98校（学校施設）が占めています。

学校施設は、今後20年間で76校が築60年以上となります。練馬区学校施設管理基本計画において、築60年を目途に長寿命化または改築することとしており、それぞれの学校施設について、早急な判断が求められています。改修・改築には多額の費用がかかり、区の財政に大きな影響を与えます。

（4）改築に伴う課題

改築を行う際には、35人学級編制による学級数の増加等に伴って校舎の建築面積が拡大することに加え、周辺道路の拡幅や建築基準法等の改正による規制の強化等により様々な制約が生じてしまうため、運動場面積が現在に比べて小さくなってしまふといった懸念があります。

2. 区立小・中学校の適正規模

(1) 学級数の基準

集団活動や行事が活発に行われ、児童・生徒が様々な人との関わりの中で学び、成長していくためには、学校には一定の児童・生徒数と学級数が必要です。

過小規模校では、集団生活の良さが生かされにくく、交友関係が固定化しやすくなります。また、教員は学級数に応じて配置されるため、教員が少ないことにより授業改善の取り組みや部活動が制限されるなど、児童・生徒の興味や関心に十分に答えられない傾向があります。一方、過大規模校では、教室の不足など学習・行事面で支障が生じることがないように、配慮する必要があります。

区立小・中学校の適正規模の基準は、以下のとおりとします。

小学校 12 学級～18 学級（19～24 学級は許容範囲）

全学年でクラス替えを可能とし、同学年に複数の教員を配置するため、1 学年 2～3 学級を基本に 12～18 学級とします。

なお、1 学年 4 学級程度であれば、学校運営上支障がないものと考えられるため、教室の確保を条件に、19～24 学級は許容範囲とします。

中学校 12 学級～18 学級

生徒同士の交流や、学習面・部活動の充実のため、1 学年 4～6 学級を基本に 12～18 学級とします。

小中一貫教育校 18 学級～27 学級

異学年交流や行事などが実施しやすく、1 名の校長で運営上支障のない、1 学年 2～3 学級を基本に 18～27 学級とします。

国では、学級数の標準規模を、学校教育法施行規則により小・中学校ともに「12 学級～18 学級」、小中一貫の義務教育学校は「18 学級～27 学級」としています。

適正規模に満たない学校を過小規模校、適正規模（許容範囲）を超える学校を過大規模校とし、今後の児童・生徒数の動向を注視しながら適正規模の確保を目指します。

(2) 学級規模における課題

過小規模校や過大規模校は、それぞれの環境の中で工夫を凝らすことにより、適正な学校運営を行っています。しかし、過小規模化や過大規模化が進行すると、デメリットの影響が大きくなり、学校の努力だけではカバーできずに学校運営に大きな課題が生じることが危惧されます。

【過小規模校・過大規模校の主な課題】

	主な課題
過小規模校	● 単学級（１学年１学級）ではクラス替えができないため、交友関係が固定化しやすく、多様なものの見方・考え方にふれる機会が少なくなる ● 児童・生徒から多様な発言が引き出しにくく、集団生活の良さが生かされにくい ● 教員が少なく、授業改善の取組や部活動などが制限され、児童・生徒のニーズや興味・関心に十分応えられない傾向がある ● 教員一人あたりの校務負担や行事に関わる負担が増加する場合がある ● 教員個人の力量への依存度が高まり、人事異動や教員数の変動により学校経営が不安定になる可能性がある
過大規模校	● 集団生活において、同学年との結びつきが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある ● 教室、体育館、運動場、少人数指導や部活動のスペースなどの施設面に余裕がなくなる ● 社会科見学や移動教室時の見学場所が制限される場合がある ● 運動会などの学校行事や集団学習において、一人ひとりが活躍する場や機会が少なくなる ● 教職員による児童・生徒一人ひとりの個性や行動の把握が困難になりやすい

3. 適正配置の基本的な考え方

学校は、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童・生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせる場でもあります。そうした教育を行うためには、一定の規模の児童・生徒数が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比率についてバランスのとれた教職員が配置されていることが望ましいと考えられます。

学校教育の充実を図り、児童・生徒に良好な教育環境を提供するため、適正規模の小・中学校を地域に適正に配置します。

(1) 今後 20 年程度を見据えた際に直面する課題

昭和 50 年代と比べると児童・生徒数は約 6 割に減少し、急速な少子化の進行により今後も長期的に減少していく見込みです。一方、学校施設は、今後 20 年間で 76 校が築 60 年以上となり、改築や長寿命化改修が必要な学校施設は増加していきます。

少人数指導や 35 人学級の編制により必要な教室数が増加すること、周辺道路の拡幅による敷地面積の減少や建築基準法等の改正による規制の強化等の様々な制約により改築後に十分な運動場面積を確保できない学校があること、また、学校の改築・改修には多額の費用がかかることから、それぞれの学校について改築や長寿命化改修を行うべきか検討が必要です。

(2) 適正配置の進め方

● 過小規模校

適正規模を下回る過小規模校は、通学区域の変更、学校の統合・再編を基本に検討します。通学区域の変更は、概ね 1 年間の準備期間を設けたうえで実施します。統合・再編は、以下のいずれかの方法により行い、概ね 2 年間の準備期間を設けたうえで実施します。

統合対象としたいずれの学校も廃止し、新校を設置する方法、
対象の過小規模校のみを廃止し、近隣校の学区域に編入する方法

● 過大規模校

適正規模を上回る過大規模校は、通学区域の変更を基本に検討します。概ね 1 年間の準備期間を設けたうえで実施します。また、指定校変更申請による通学区域外からの受け入れを調整します。

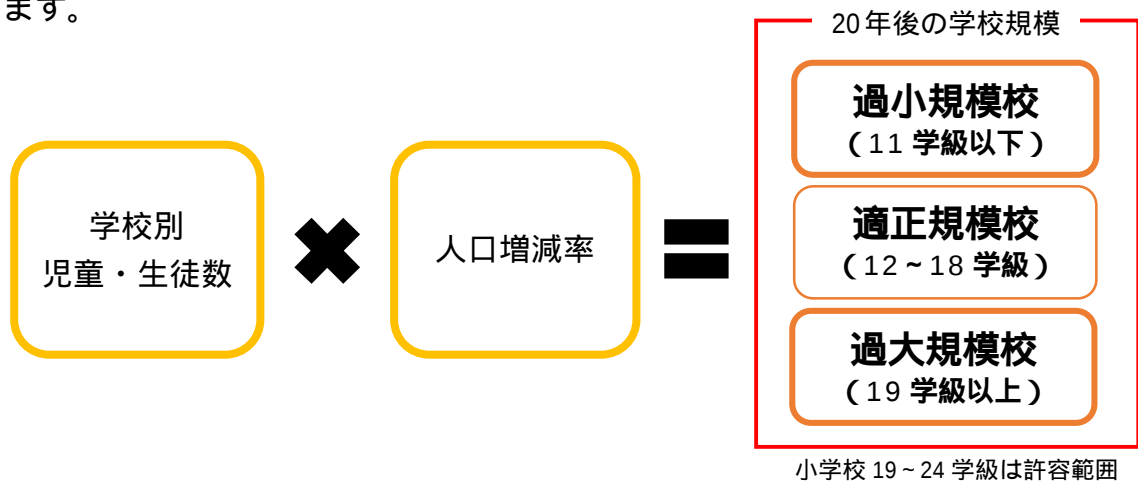
なお、統合・再編の組合せ、学校の位置、学校施設の状況などから、適正規模を確保している学校も通学区域の変更、統合・再編の対象となることがあります。

(3) 適正配置候補校の抽出

児童・生徒に良好な教育環境を提供するため、今後の児童・生徒数の動向を踏まえた「適正規模の視点」と学校施設の状況を踏まえた「改築の視点」を用いて、適正配置の候補校を抽出します。

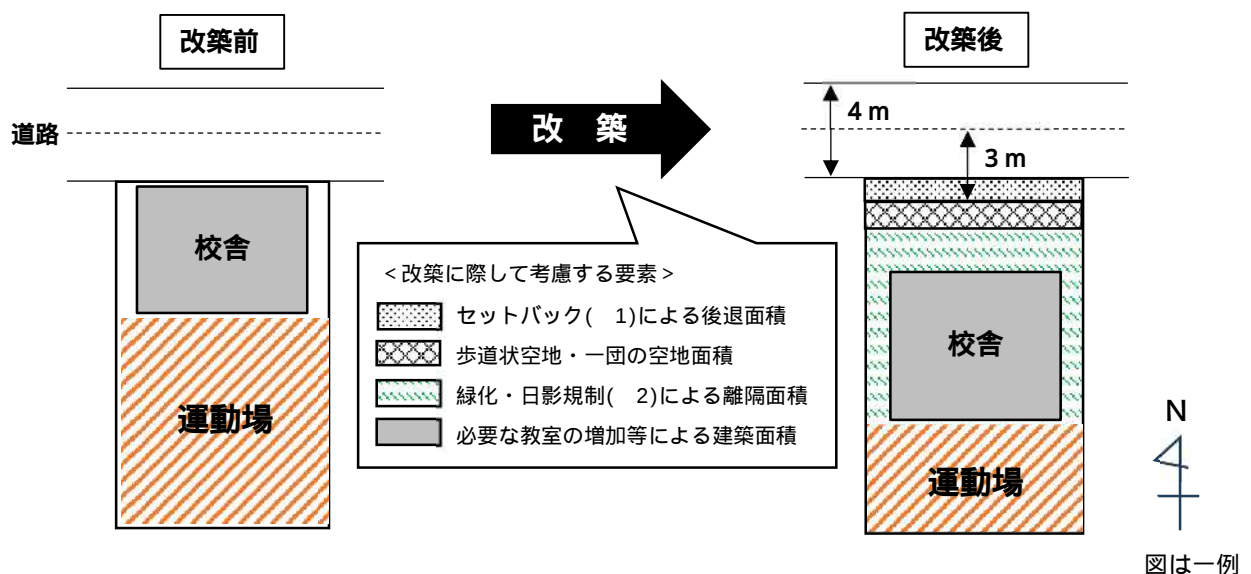
適正規模の視点から見る候補校

学校別の児童・生徒数に人口推計増減率を掛け合わせ、20年後の学校規模を算出します。



改築の視点から見る候補校

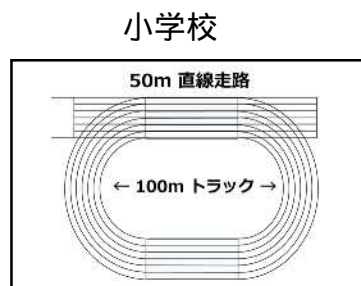
敷地面積が狭い学校は、改築を行う際に十分な教育環境を確保できない恐れがあります。改築後に望ましい運動場面積を確保できない可能性のある学校も、適正配置を検討する必要があります。



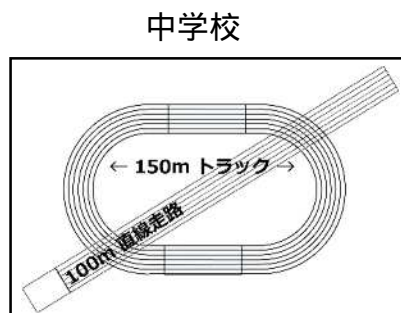
- 1 セットバック：建物の建設に伴い、道路と土地の境界線を後退させること
- 2 日影規制：建築物による影が、近隣にかからないよう、日当たりを確保するための規制

【望ましい運動場面積】

運動場面積は、トラック競技や短距離走ができるような面積の確保が必要です。統合・再編を行う際は、学習指導要領が求めている授業に必要な規模を想定した運動場面積の確保を目指します。



100m トラック、直線走路 50m 確保



150m トラック、直線走路 100m 確保

(4) 適正配置対象校の選定

適正規模の視点と改築の視点から見た適正配置候補校をさらに複数の観点で検討します。

【対象校選定の主な視点】

近隣校の受け入れ可否

適正配置を行う場合、対象となる学校の児童・生徒を近隣校で受け入れられなければなりません。近隣校の改築できる規模や改築時期を踏まえ、検討する必要があります。また、児童・生徒の環境の変化を最小限にするため、統合・再編は1対1を原則としつつ、過小規模校については、最大2校への分散も検討することとします。

通学距離

適正配置を行う場合、一部の児童・生徒は通学距離がこれまでより延びる可能性があります。これまで、教育委員会では通学距離の目安を小学校1km、中学校1.5kmとしていましたが、学区域が広い学校では目安の距離を超えて通学しているなど、各校で実態は大きく異なります。今後は、概ね30分程度を目安とし、小学校1.5km、中学校2km程度を目安とします。

適正配置により、通学区域の変更を行う場合は、踏切や危険個所の横断等についても配慮し、通学路の安全確保にも努める必要があります。

国の基準は小学校でおおむね4km以内、中学校でおおむね6km以内となっています。また、スクールバスの利用等、通学実態の多様化を踏まえ、通学時間は概ね1時間以内という目安が示されています。

適正配置後の学校規模

適正配置を行う場合、受け入れた学校が過大規模となる可能性があります。20年後の学校規模を算出し、改築後でも適正な教育環境を確保できるか検討する必要があります。

人口変動の要素

まちづくりや鉄道路線の延長などにより、人口が大きく変動する場合があります。該当地域の学校の適正配置は慎重に進める必要があります。

【適正配置対象校の選定フロー】

< 適正配置候補校 >

20年後の過小規模校
(適正規模の視点)

20年後の過大規模校
(適正規模の視点)

改築に課題のある学校
(改築の視点)

近隣校の
受け入れ可否

統合・再編は1対1を原則とし、過小規模校は最大2校への分散で近隣校へ受け入れできるか

通学距離

通学距離の目安程度の通学可能な距離か

適正配置後
の学校規模

過大規模(小学校25学級、中学校19学級以上)にならないか

人口変動の
要素

まちづくりや鉄道路線の延長など、人口が大きく変動する見込みはないか

適正配置の対象となる学校を決定

「受入先となる学校」「近隣校の統合・再編を優先する学校」
「改築時に再検討する学校」を除く

(5) その他の留意事項

学校の適正配置を検討する際は、以下の事項について留意します。

- 設置場所

新校の設置場所は、統合・再編となる学校のいずれかの校地を活用します。また、必要に応じて改築・改修工事を行います。設置場所は校地面積、建築年度、施設内容や教室数、周辺環境、隣接校との位置関係などを勘案し決定します。

- 小中一貫教育

区では、平成 23 年から施設が離れた小中学校における小中一貫教育の研究を開始し、授業改善による学力・体力の向上や連携指導による豊かな人間性・社会性の育成、滑らかな接続による安定した学校生活などの成果が確認されています。

今後は、引き続き全ての小中学校において小中一貫教育の取組を継続するとともに、施設一体型の小中一貫教育校の設置については、敷地の状況や児童・生徒数、施設規模などを勘案し検討することとします。

- 特別支援学級

統合・再編の対象校に特別支援学級が設置されている場合は、原則として、新校に特別支援学級を設置します。ただし、新校を設置しない場合や、教室数など施設の状況等により対象校への設置が困難な場合、周辺校に移設することがあります。

- ねりっこクラブ

各小学校では、放課後の児童の居場所として、ねりっこクラブを実施しています。通学区域の変更や統合・再編を検討する際には、必要なスペースの確保に努めます。

- 地域コミュニティ・避難拠点

学校は教育施設である一方で、避難拠点や地域交流の場など様々な機能を併せ持ち、地域コミュニティの拠点として重要な役割を担っています。通学区域の変更や統合・再編を検討する際には、地域の皆さまと教育上の課題などを共有し、理解と協力を得られるよう努めていきます。

- 跡地・跡施設の活用

統合・再編によって生じる跡地・跡施設は、改築中の仮設校舎としての活用や、新たな区民ニーズに応える機能への転換などを検討します。

- 協議会の設置

校名・標準服などの選定、交流事業の実施、対象校の歴史や伝統の保存については、統合・再編のための協議会を設置し、関係者の意見を聞きながら進めます。

4. 適正配置実施計画の策定

区立小・中学校の適正配置は、実施計画を策定のうえ進めていきます。実施計画は、「適正配置対象校の選定フロー（P13）」に基づき検討し、令和6年度に令和10年度までの計画を策定する予定です。

また、その後も児童・生徒数や改築校の状況も踏まえ、練馬区学校施設管理実施計画と整合を図りながら、概ね5年ごとに見直しを行います。

【実施計画の策定スケジュール（予定）】

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
実施計画	策定									
実施計画(見直し)					見直し					

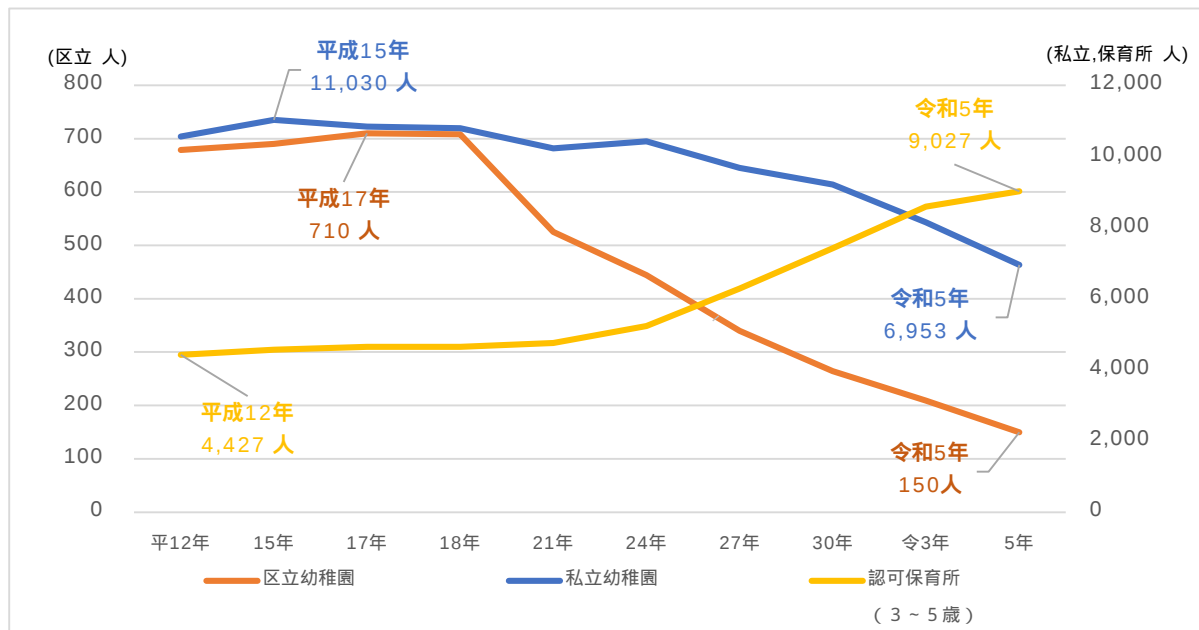
第 2 章 区立幼稚園の適正配置

1.区立幼稚園を取り巻く状況

(1) 園児数の推移

幼稚園の園児数は、近年大きく減少しているのに対し、保育所の園児数は、増加傾向です。急速な少子化の進行、女性の就業率の増加による保育需要の高まりから、今後もこの傾向が続くことが見込まれます。

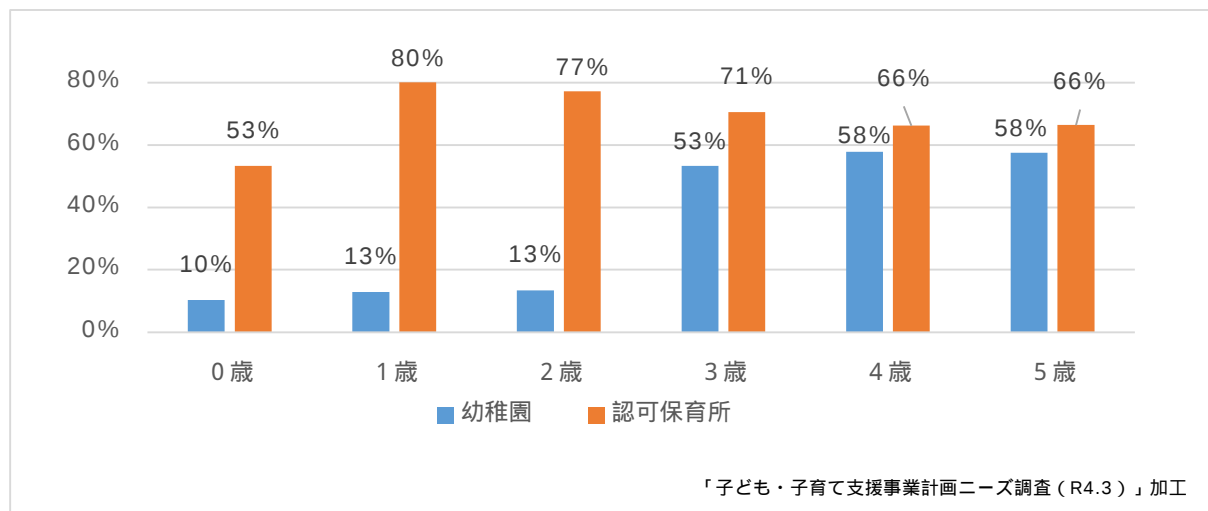
< 区内園児数の推移 >



(2) 幼稚園のニーズ

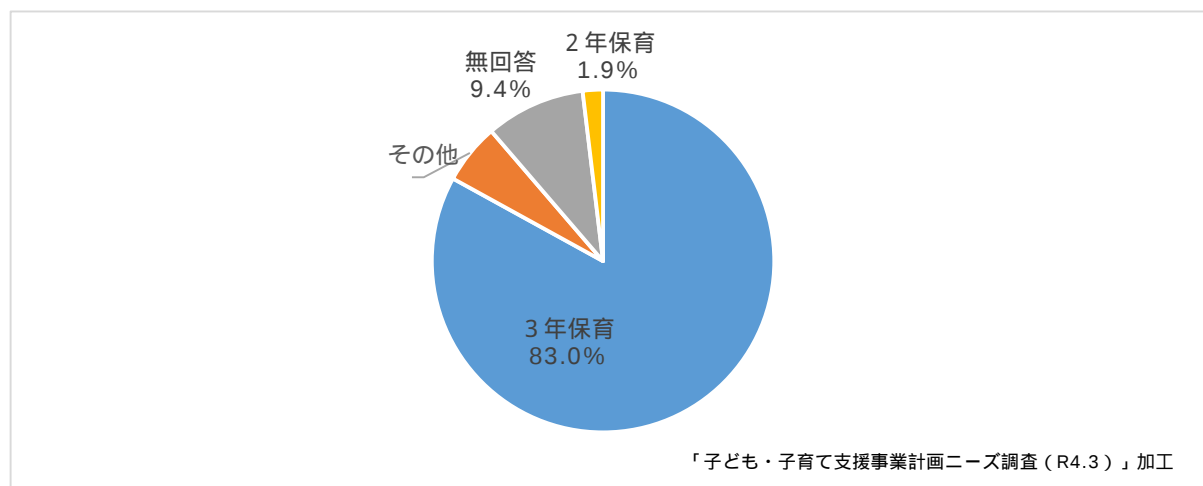
0歳児の子どもたちの保護者に、現在と将来1~5歳になった時に利用したい施設を調査しました。0~2歳は保育所の利用希望が高いですが、3歳以降になると幼稚園の利用希望も増加しています。

< 保育施設の利用希望比率 >



また、幼稚園に通園させたい理由で「保育期間が適切である」と回答した方に保育期間について再度質問したところ、「3年保育が適切である」と回答した方が全体の8割を超えました。

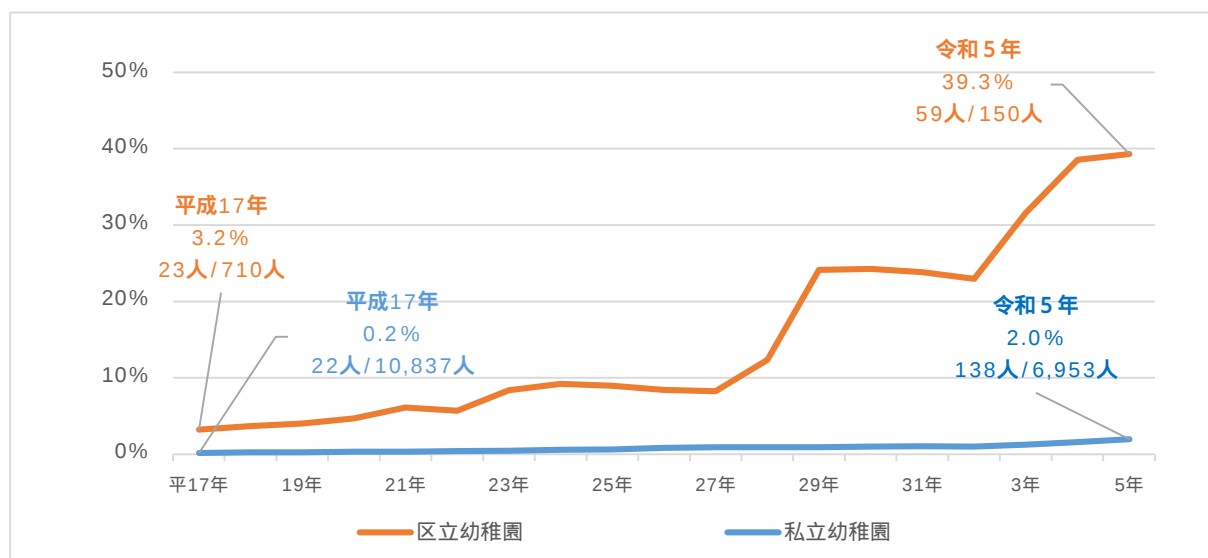
< 適切な保育期間ニーズの割合 >



（３）障害児保育

区立幼稚園では3園全てで障害児保育を実施しています。区立幼稚園、私立幼稚園ともに受け入れ数は増加傾向です。園児数における障害児数の割合は、私立幼稚園に比べ区立幼稚園の割合が高く、区立幼稚園に通園する園児全体の約40%が障害児となっています。区立幼稚園では、重度障害児、医療的ケア児も受け入れており、障害児の就園先となっています。

< 区内園児数に占める障害児の割合 >



2. 区立幼稚園の教育

(1) 生きる力と豊かな心の育成

幼稚園は、小・中学校と同様に学校教育法に基づく学校であり、子どもが初めて出会う学校です。区立幼稚園は、同年代の幼児との集団生活を通して、基本的な生活習慣を身に付け、思いやりのある心を育てるなど、幼児期にふさわしい教育を行っています。また、「遊び」を心身の調和のとれた発達の基礎となる重要な学習と位置付け、幼児の感性や思考力、創造力をはぐくむことができる教育活動を展開しています。

(2) 私立幼稚園との連携

区全体の幼児教育の充実・発展のため、私立幼稚園と協力して研究や研修を行うなど連携した取組を実施しています。

3. 区立幼稚園のあり方検討会の設置

区立幼稚園は、女性の就業率の増加による保育需要の高まりや急速な少子化により園児数が減少している一方、障害児保育や3歳児以降の預け先として一定のニーズも存在しています。今後の園児数の推移を踏まえた適正規模だけでなく、障害児保育や3年保育など、区立幼稚園のあり方について令和6年度に検討委員会を設置し議論していきます。

参考資料

● 小学校

学校名	児童数 (人)	学級数 (学級)	築年数 (年)	校地面積 (㎡)
1 旭丘	164[16]	6[2]	改築中	15,902
2 小竹	332	12	65	13,774
3 豊玉	491	17	52	11,459
4 豊玉第二	239[44]	10[6]	60	7,552
5 豊玉東	382	13	59	10,514
6 豊玉南	559	19	13	11,468
7 中村	926	28	59	13,881
8 中村西	408	13	61	14,095
9 早宮	502	17	47	12,565
10 開進第一	636	20	61	14,318
11 開進第二	478[23]	16[3]	61	10,470
12 開進第三	721	23	42	8,394
13 開進第四	562	18	52	13,248
14 仲町	787	24	56	12,412
15 南町	378	13	53	11,564
16 北町	728[28]	22[4]	59	13,579
17 北町西	438	16	57	14,557
18 練馬	436	15	61	12,243
19 練馬第二	375	14	60	9,075
20 練馬第三	510[45]	17[6]	48	9,106
21 練馬東	522[20]	17[3]	改築中	11,471
22 田柄	529	17	58	15,836
23 田柄第二	506	17	54	12,638
24 向山	482	17	改築中	10,796
25 豊溪	477	16	改築中	15,310
26 旭町	319	12	59	12,716
27 高松	681	21	56	11,067
28 春日	295	11	42	10,705
29 光が丘四季の香	451	14	41	14,110
30 光が丘春の風	591[27]	19[4]	40	12,001
31 光が丘夏の雲	500	17	34	12,001
32 光が丘秋の陽	331	12	47	11,992
33 光が丘第八	197[39]	7[5]	35	13,000

学校名	児童数 (人)	学級数 (学級)	築年数 (年)	校地面積 (㎡)
34 石神井	563	18	3	12,814
35 石神井東	413	14	58	12,455
36 石神井西	451[21]	15[3]	54	9,530
37 石神井台	507	18	47	9,846
38 上石神井	755	24	56	11,662
39 上石神井北	691[37]	22[7]	改築中	13,757
40 下石神井	852	26	3	9,247
41 光和	796	24	20	16,210
42 谷原	717[38]	22[5]	11	14,197
43 北原	667	22	45	12,412
44 立野	535	18	62	13,211
45 関町	684	22	59	13,460
46 関町北	598	19	1	14,037
47 大泉	557[14]	18[2]	60	14,460
48 大泉第一	245	10	59	11,547
49 大泉第二	747	24	60	12,229
50 大泉第三	492[30]	16[4]	59	14,425
51 大泉第四	545	18	57	15,393
52 大泉第六	360	12	54	9,905
53 大泉東	747[28]	24[4]	5	14,918
54 大泉西	394	13	50	12,171
55 大泉南	612	20	58	12,403
56 大泉北	552	18	50	12,683
57 大泉学園	327[22]	12[3]	56	9,210
58 大泉学園緑	498	17	46	11,104
59 大泉学園桜	347	12	43	16,076
60 泉新	515	18	55	9,376
61 橋戸	259	11	47	10,129
62 南田中	346[28]	13[4]	56	14,278
63 南が丘	363	12	48	9,894
64 富士見台	576	20	51	9,453
65 八坂	399	14	53	10,111

児童数、学級数、校地面積は令和 5 年 5 月 1 日現在

築年数は令和 6 年 3 月末現在

[]は特別支援学級の児童数・学級数でいずれも外数

● 中学校

学校名	生徒数 (人)	学級数 (学級)	築年数 (年)	校地面積 (㎡)
1 旭丘	137[6]	6[1]	改築中	12,417
2 豊玉	271	9	59	15,463
3 豊玉第二	225	7	9	11,373
4 中村	548[17]	15[3]	53	24,378
5 開進第一	428	12	56	24,736
6 開進第二	416	12	58	25,889
7 開進第三	394	12	52	16,499
8 開進第四	438	13	7	14,491
9 北町	365	11	52	15,086
10 練馬	481[33]	13[5]	54	19,968
11 練馬東	269	9	50	15,999
12 貫井	413	12	61	13,910
13 田柄	418	13	改築中	18,363
14 豊溪	137	5	58	10,818
15 光が丘第一	266	8	40	14,999
16 光が丘第二	329	9	37	14,957
17 光が丘第三	381[44]	12[6]	36	17,977
18 石神井	583[52]	17[7]	58	16,874
19 石神井東	556	16	45	11,105
20 石神井西	674	18	59	15,920
21 石神井南	350	10	改修中	11,296
22 上石神井	373	10	62	13,559
23 南が丘	278[15]	9[2]	44	19,065
24 谷原	501[21]	14[3]	47	14,650
25 三原台	554	16	46	13,057
26 大泉	707[51]	19[7]	60	16,732
27 大泉第二	542	15	52	18,919
28 大泉西	529	16	3	13,868
29 大泉北	315	10	46	14,598
30 大泉学園	470	13	62	14,693
31 大泉学園桜	202	7	43	15,958
32 関	483	14	49	12,686
33 八坂	210	7	52	17,924

生徒数、学級数、校地面積は令和 5 年 5 月 1 日現在

築年数は令和 6 年 3 月末現在

[]は特別支援学級の生徒数・学級数でいずれも外数

● 幼稚園

幼稚園名	園児数 (人)	学級数 (学級)	築年数 (年)	敷地面積 (㎡)
1 北大泉	21[20]	4	49	2,308
2 光が丘むらさき	41[13]	4	38	2,131
3 光が丘さくら	29[26]	4	35	2,312

園児数、学級数、敷地面積は令和 5 年 5 月 1 日現在

築年数は令和 6 年 3 月末現在

[]は心身障害児数で外数

第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針(素案)

令和 5 年 (2023 年) 12 月

発 行 練馬区教育委員会事務局教育振興部教育施策課

住 所 〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1

電 話 (03) 3993-1111 (代表)

F A X (03) 5984-1221

練馬区ホームページ <https://www.city.nerima.tokyo.jp>
